

新	旧
第4条 口座番号及びログイン仮パスワードの発行、パスワードの指定・登録 (1)～(2) 省略 (3) <u>お客様が、トレジャーネットにおいて、当社所定の手続等を行う時（トレジャーネットのウェブサイトへのログイン時、出金依頼時等）には、前項の口座番号及びパスワードによる本人認証に加え、当社が定める追加の認証方法（当社からお客様の登録メールアドレスに送信する認証コードを用いる方法を含みます、以下総称して「多要素認証」といいます。）による本人認証を行います。但し、お客様が自己責任において多要素認証の設定解除を行った場合は、口座番号及びパスワードで本人認証を行います。</u> (4) <u>お客様が、口座番号、パスワード及び多要素認証における認証コード等の前2項に定める本人認証に必要なとなる情報（以下総称して「パスワード等」といいます。）を貸与、譲渡その他の方法により、これらを第三者に使用させることは一切禁止します。</u> (5) <u>当社は、第2項に定める口座番号及びパスワード並びに第3項に定める多要素認証（但し、トレジャーネットにおいて、多要素認証が利用される手続等に限ります。お客様が自己責任において多要素認証の設定解除を行った場合を除きます。）の一致を確認した場合は、正当なる権限者であるお客様ご自身によってトレジャーネットが利用されたものと見なします。</u> (6) <u>パスワード等の管理はお客様ご自身の責任において取り扱うものとし、通信の傍受、盗聴、窃取、詐欺等によるパスワード等の漏洩、お客様が自己責任において多要素認証の設定解除を行った場合、その他に起因するお客様の損害については、当社の故意または重過失に起因するものでない限り、当社は一切の責任を負いません。</u>	第4条 口座番号及びログイン仮パスワードの発行、パスワードの指定・登録 (1)～(2) 省略 新設 (3) <u>口座番号及びパスワードの第三者への貸与、譲渡その他、又はこれらを第三者に使用させることは一切禁止します。</u> (4) <u>当社は、口座番号及びパスワードの確認をもってお客様ご自身のご利用と判断させていただきます。従って、当社が口座番号及びパスワードの一致を確認した場合は、正当なる利用者によってトレジャーネットが利用されたものと見なします。</u> (5) <u>口座番号及びパスワードの管理はお客様ご自身の責任において取り扱うものとし、通信の傍受、盗聴、窃取、詐欺等による口座番号及びパスワードの漏洩その他に起因する損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</u>
第5条 執行パスワード (1)～(2) 省略 (3) <u>執行パスワードの取り扱いについても、パスワード等に準じて、前条第4項、第5項及び第6項の内容を適用するものとします。</u>	第5条 執行パスワード (1)～(2) 省略 (3) <u>執行パスワードの取り扱いについても、前条第3項、第4項及び第5項の内容を適用するものとします。</u>

第 28 条 免責事項 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を一切負わないものとします。 (1) ～ (2) 省略 (3) <u>トレジャーネットの利用の受付に際し、お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、入力されたお客様のパスワード等の一致を確認して当社が行った取引</u> (4) 省略 (5) <u>お客様が本規程その他当社との契約事項に違反した場合（お客様から登録・届出事項もしくはその変更について届出がないことにより、売買注文の受付、執行、その他の取引を行うことができなかった場合を含みます。）</u> (6) <u>当社の故意または重大な過失によらず、お客様のパスワード等、執行パスワード、または取引情報等が漏洩し、これらの情報が盗用、不正使用（インターネット通信回線、コンピューター等のシステム機器を介したもの等を含みます。以下同じ。）されたことにより生じた損害</u> (7) <u>本規程第 4 条第 3 項により当社が提供する多要素認証について、お客様が、その利用設定をしていない場合、または利用設定後に解除した場合において、お客様のパスワード等、執行パスワード、または取引情報等が漏洩し、これらの情報が盗用、不正使用されたことにより生じた損害</u> (8) <u>電信、郵便又は他の金融機関の取り扱い不具合、遅延等その他当社の責に帰することのできない事由により生じた損害</u> (9) <u>天災地変、政変等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は預託の手続きが遅延し、又は不能となった場合</u> (10) <u>お客様が、インターネット及び携帯端末その他これに類する通信機器の取り扱い、利用環境設定等に不慣れなために生じた損害（なお、本号に係るご質問・お問い合わせ等には当社は一切関与しないものとします。）</u> (11) <u>本規程第 25 条乃至第 27 条に定める事項により生じた損害</u>	第 28 条 免責事項 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を一切負わないものとします。 (1) ～ (2) 省略 (3) <u>トレジャーネットへのログインに際し、入力されたお客様の口座番号及びパスワードと、あらかじめ当社に登録されている当該情報との一致を確認して当社が行った取引</u> (4) 省略 (5) <u>お客様が契約事項に違反した取引により生じた損害</u> (6) 当社の重大な過失によらず、お客様の<u>口座番号、パスワード、執行パスワード、取引情報等が漏洩し盗用されたことにより生じた損害</u> 新設 (7) 電信、郵便又は他の金融機関の取り扱い不具合、遅延等その他当社の責に帰することのできない事由により生じた損害 (8) 天災地変、政変等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は預託の手続きが遅延し、又は不能となった場合 (9) お客様が、インターネット及び携帯端末その他これに類する通信機器の取り扱い、利用環境設定等に不慣れなために生じた損害（なお、本号に係るご質問・お問い合わせ等には当社は一切関与しないものとします。） (10) <u>本規程第 25 条及び第 27 条に定める事項により生じた損害</u>
附 則 (1) この規程は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。 (2) この規程は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。 (3) この規程は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。 (4) この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。 <u>(5) この規定は令和 7 年 9 月 1 日より一部改訂、実施する。</u>	附 則 (1) この規程は、平成 17 年 7 月 25 日より実施する。 (2) この規程は、平成 17 年 12 月 26 日より一部改訂、実施する。 (3) この規程は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改訂、実施する。 (4) この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改訂、実施する。